

社会福祉法人三つ和会 役員及び評議員等 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三つ和会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規程、社会福祉法人三つ和会評議員選任・解任委員会運営細則の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員（理事及び監事）の報酬)

第2条 当法人の役員（理事及び監事）についての報酬は、支給しないものとする。

(評議員の報酬)

第3条 当法人の評議員についての報酬は、支給しないものとする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 当法人の評議員選任・解任委員についての報酬は、支給しないものとする。

(役員等の費用の弁償)

第5条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席する場合の交通費は、支給しないものとする。尚、理事長の指示又は理事会の委任を受け役員等が出張する場合の旅費に関しては、当法人の「旅費規程」に基づき支給するものとする。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。